

国指定池間鳥獣保護区
指定計画書

平成 23 年 11 月 1 日
環境省

1. 鳥獣保護区の概要

(1) 鳥獣保護区の名称

池間鳥獣保護区

(2) 鳥獣保護区の区域

沖縄県宮古島市平良所在の池間島全域

(3) 鳥獣保護区の存続期間

平成 23 年 11 月 1 日から平成 43 年 10 月 31 日まで (20 年間)

(4) 鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

(5) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、南西諸島西部にある宮古島の北に位置し、宮古島北端の宮古島市平良狩俣から池間大橋でつながった池間島全域である。

島中心部には県内最大であり、数少ない淡水性の湿原である池間湿原を有しており、ヒメガマ、チガヤ等の植物群落が広がっている。また、宮古島は渡り鳥の主要ルートとなる沖縄島と石垣島の間位置していることから、渡り鳥にとっては地理上重要な中継地となっている。

このような自然環境を反映して、当該区域では、渡り鳥のカモ類やサギ類を始めとした多くの鳥類が採餌や休息の場として利用しており、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧ⅠA類のクロツラヘラサギ、絶滅危惧Ⅱ類のサシバ等の希少な鳥類やマガン、ヒシクイ、ハシビロガモ等の様々な迷鳥の飛来も確認されている。また、当該区域はムラサキサギや絶滅危惧ⅠB類のオオクイナの繁殖地の北限となっている。

このように、当該区域はこれら多様な鳥類の採餌、休息及び繁殖の場として利用されていることから、集団渡来地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 1 項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

2. 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 保護管理方針

- 1) 鳥獣のモニタリング調査を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- 2) 鳥獣の生息環境を脅かすような人の不用意な行為、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、NPO、地域住民等と連携した普及啓発活動等に取り組む。

3. 鳥獣保護区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積
 総面積 282 ha

内訳

ア 形態別内訳

林野	84 ha
農耕地	105 ha
水面	8 ha
その他	85 ha

イ 所有者別内訳

国有地	— ha	{	国有林	— ha	
			国有林以外の国有地	— ha	
地方公共団体有地	25 ha	{	都道府県有地	7 ha	{
					{
			制限林	— ha	
			普通林	— ha	
			その他	7 ha	
			市町村有地等	18 ha	{
					{
			制限林	5 ha	
			普通林	3 ha	
			その他	10 ha	
私有地等	249 ha				
公有水面	8 ha				

ウ 他の法令（条例を含む）による制限区域

自然環境保全法による地域	— ha
自然公園法による地域	— ha
文化財保護法による地域	— ha

4. 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該区域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該区域は、宮古島北端の宮古島市平良狩俣から池間大橋でつながった池間島全域である。池間島は馬蹄形の平坦な島であり、中心部には宮古諸島唯一の淡水の湿原である池間湿原を有している。池間湿原はかつて海水が流入する内湾であったが、漁港工事に伴い湾口が閉ざされた後、淡水化した。湿原周辺には、ヒメガマ、チガヤ、モクマオウ等の植物群落が広がり、シギ・チドリ類やサギ類を始めとした多くの鳥類が採餌及び休息並びに繁殖地として利用している。

イ 地形地質等

池間島は、主に琉球石灰岩で構成された台地や段丘により形成された、平坦な地形を特徴としている。

当該区域の地形は丘陵地や台地、段丘で構成されており、島東部に丘陵地、中央部に干潟がある。また沿岸部では、北部に崖、東部に海浜や板干礁があり、南部は低地となっている。

地質については、当該区域の大部分が第四紀琉球石灰岩で構成されており、一部に海浜堆積物や第四紀沖積物が混在している。なお、土壌としては島全域が主に島尻マーヅと呼ばれる弱酸性～弱アルカリ性の赤・黄色土壌で構成されている。

ウ 植物相の概要

池間島は主に畑地・雑草群落とギンネム林が混在しており、一部にモクマオウやリュウキュウマツ群落を有している。また、島北部にタブ群落、南部にガジュマル・クロヨナ群集やヨシクラスがあり、沿岸部は、主にアダン・オオハマボウ群落で構成されている。また、池間湿原周辺には、ヒメガマ、チガヤ、モクマオウ等の植物群落が広がっている。

エ 動物相の概要

池間島でこれまで生息が確認されている鳥類は、コチドリ、イソシギ、セイタカシギなどのシギ・チドリ類、コサギ、ムラサキサギなどのサギ類をはじめ 46 科 201 種が確認されている。この中にはクロツラヘラサギ、キンバト、オオクイナなどの希少種も記録されている。

近年の調査により生息が確認された鳥獣は下記(2)のとおり鳥類 12 目 33 科 103 種、哺乳類 2 目 2 科 2 種である。

(2) 生息する鳥獣類
別表のとおり

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況
なし

5. 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項
当該区域において、法律第 32 条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生
ずべき損失を補償する。

6. 施設整備に関する事項

(1) 鳥獣保護区用制札	10 本
(2) 案内板	2 基

ア 鳥類

目	科	種または亜種	種の指定等	
カイツブリ目	カイツブリ科	カイツブリ		
ペリカン目	ウ科	カワウ		
コウノトリ目	サギ科	<u>サンカノゴイ</u> ヨシゴイ リュウキュウヨシゴイ ゴイサギ アカガシラサギ アマサギ ダイサギ チュウサギ コサギ クロサギ アオサギ ムラサキサギ	NT	○ ○ ○ ○ ○
	トキ科	ヘラサギ <u>クロツラヘラサギ</u>	DD CR	
カモ目	カモ科	マガン <u>ヒシクイ</u> オオハクチョウ マガモ カルガモ コガモ オカヨシガモ ヒドリガモ オナガガモ シマアジ ハシビロガモ ホシハジロ メジロガモ キンクロハジロ スズガモ	NT VU	
タカ目	タカ科	ミサゴ <u>オオタカ</u> ツミ ハイタカ ノスリ <u>サシバ</u> <u>チュウヒ</u>	NT NT NT VU EN	○
	ハヤブサ科	<u>ハヤブサ</u> チョウゲンボウ	VU,国内希少	
ツル目	クイナ科	クイナ ハシナガクイナ <u>オオクイナ</u> リュウキュウヒクイナ シロハラクイナ バン オオバン	EN NT	
チドリ目	レンカク科	レンカク		
	チドリ科	コチドリ タゲリ		
	シギ科	ヒバリシギ クサシギ タカブシギ イソシギ タシギ		
	セイタカシギ科	<u>セイタカシギ</u>	NT	

	ツバメチドリ科	ツバメチドリ	NT	
	カモメ科	ハジロクロハラアジサシ クロハラアジサシ		
ハト目	ハト科	キジバト キンバト ズアカアオバト	EN,国内希少,国天	○
カッコウ目	カッコウ科	ツツドリ ホトトギス		
アマツバメ目	アマツバメ科	ハリオアマツバメ ヒメアマツバメ アマツバメ		
ブッポウソウ目	カワセミ科	リュウキュウアカショウビン カワセミ		○
	ヤツガシラ科	ヤツガシラ		
スズメ目	ヒバリ科	ヒメコウテンシ		
	ツバメ科	ツバメ リュウキュウツバメ コシアカツバメ イワツバメ		
	セキレイ科	ツメナガセキレイ キセキレイ ハクセキレイ		
	サンショウクイ科	リュウキュウサンショウクイ	NT	
	ヒヨドリ科	ヒヨドリ		○
	モズ科	シマアカモズ		
	ツグミ科	ルリビタキ ジョウビタキ ノビタキ イソヒヨドリ アカハラ シロハラ ツグミ		○
	ウグイス科	ウグイス エゾセンニュウ コヨシキリ ムジセツカ キマユムシクイ メボソムシクイ セツカ		
	カササギビタキ科	リュウキュウサンコウチョウ		
	メジロ科	メジロ		○
	ホオジロ科	ミヤマホオジロ アオジ		
	ハタオリドリ科	スズメ		○
	ムクドリ科	ギンムクドリ ホシムクドリ ムクドリ		
	カラス科	ハシブトガラス		○
合計	12目	33科	104種	

イ 哺乳類

目	科	種または亜種	種の指定等
モグラ目	トガリネズミ科	ジャコウネズミ	
ネズミ目	ネズミ科	クマネズミ	○
合計	2目	2科	2種

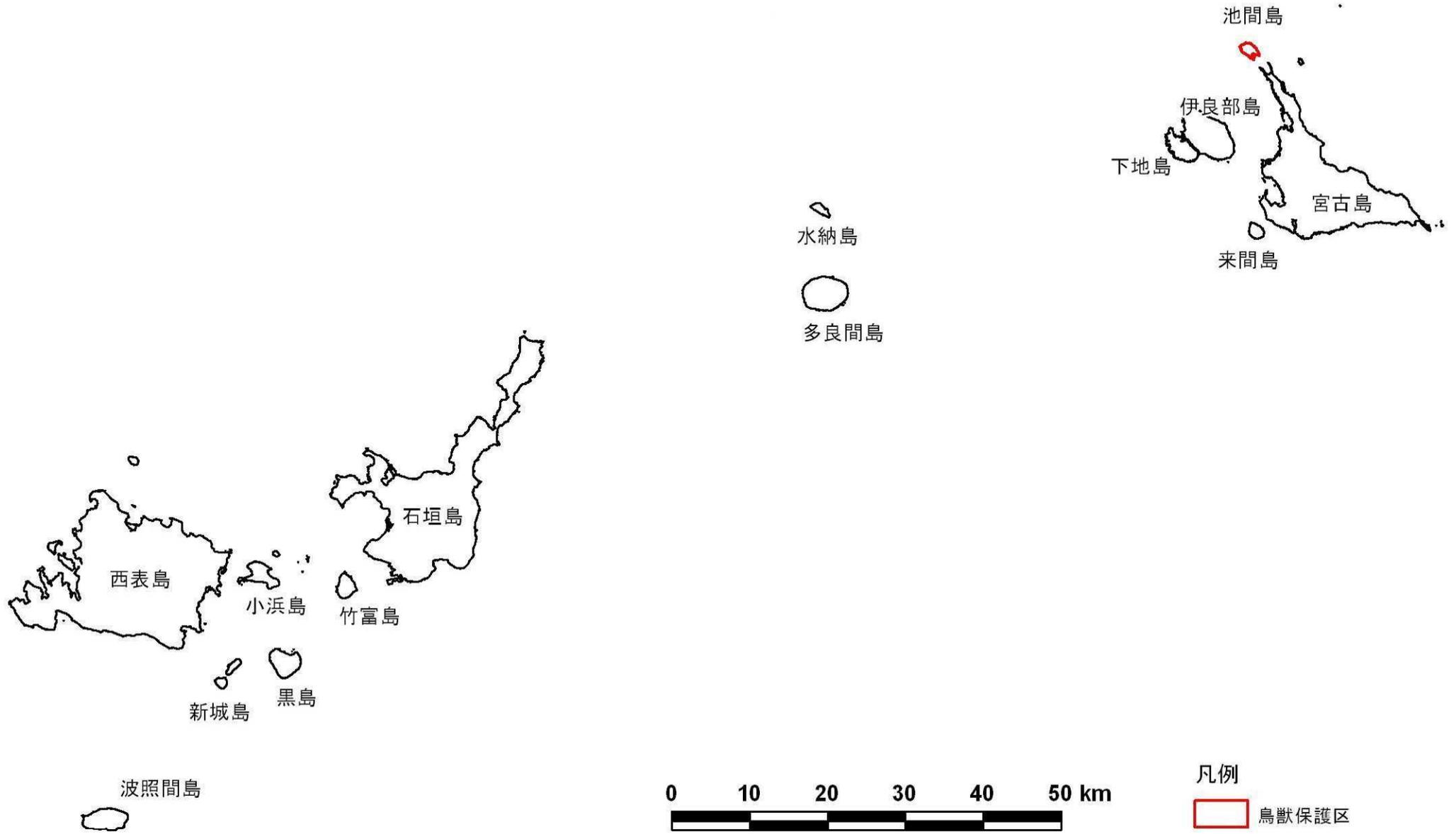
(注)

- 1 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、日本野生鳥獣目録(2002年7月、環境省自然環境局野生生物課)に拠った。
- 2 種の指定等の要件は次のとおりである。
 - 国天:国指定天然記念物
 - 特天:国指定特別天然記念物
 - レッドリスト(平成18年環境省)(ア鳥類)
 - レッドリスト(平成19年環境省)(イ哺乳類)
 - CR:絶滅危惧ⅠA類、EN:絶滅危惧ⅠB類、VU:絶滅危惧Ⅱ類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足
 - LP:絶滅のおそれのある地域個体群
 - 国内希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
 - 国際希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
 - 特定外来:特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律による特定外来生物
(本リスト内の外来種:クマネズミ)
- 3 ○印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第5項第1号により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。

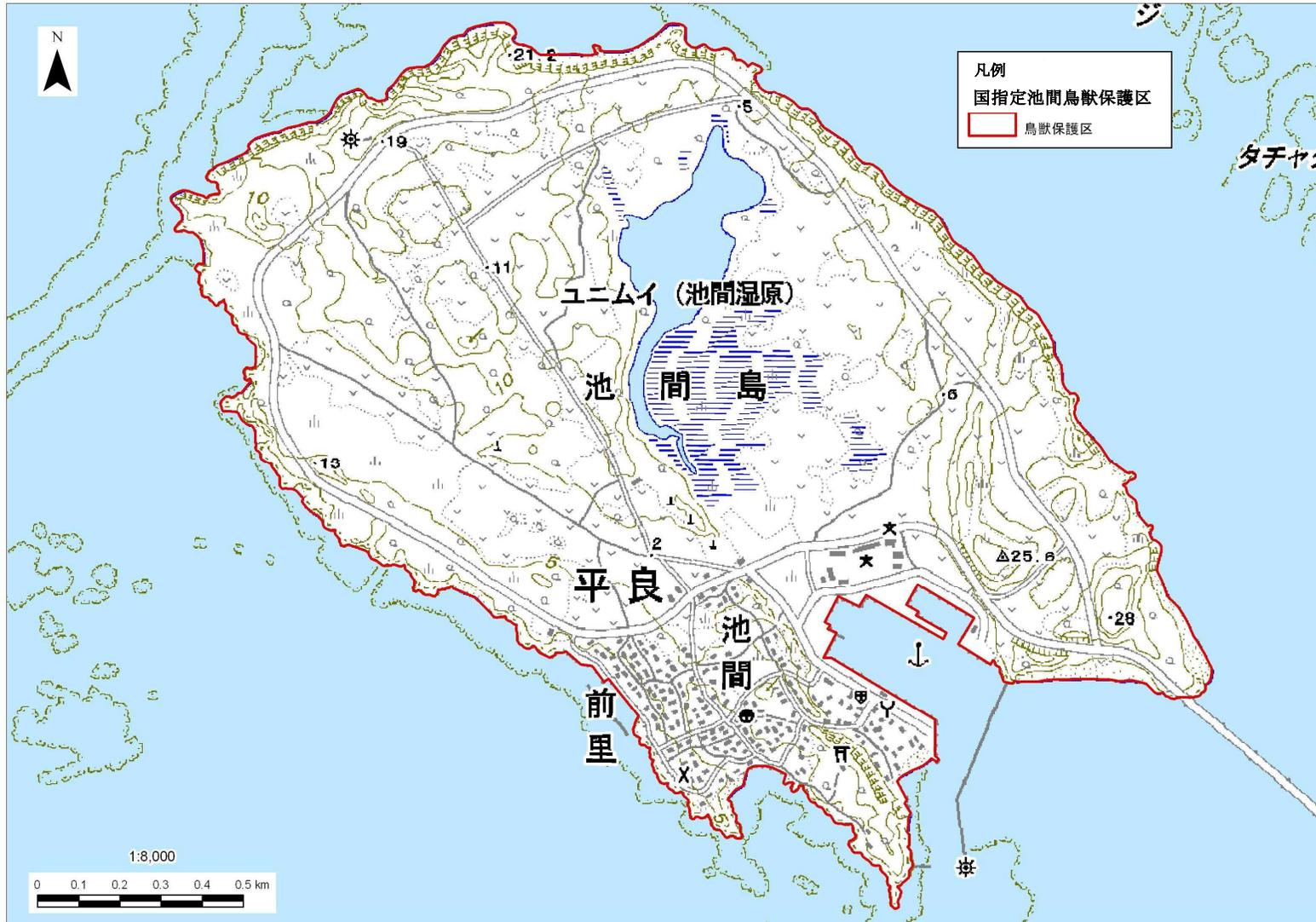
N



国指定池間鳥獸保護区位置図



国指定池間鳥獣保護区区域図



国指定池間鳥獣保護区区域説明図

